

# 岐阜県公報

号外(一) 令和元年七月一日

## 目次

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例	(人事課)	三
岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例	(同)	五
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	六
岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	七
岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例	(危機管理政策課)	三三
ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	三三
岐阜県森林整備支援等基金条例	(林政課)	三四
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例	(同)	三四
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生活安全総務課)	三四
岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	三五

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(条例第一号)
- 「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正により会計年度任用職員の制度が設けられることに伴い、その報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、次のとおり定めることとした。
    - 報酬の月額、業務の種類に応じた一定の額の範囲内で、職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重並びに常勤職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定めることとした。(第一条及び別表関係)
    - 通勤及び出張に係る費用について、常勤職員の例により費用弁償として支給することとした。(第四条関係)
    - 六月一日及び二月一日にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対し、常勤職員と同様に在職期間に応じた期末手当を支給することとした。(第五条関係)
  - この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例(条例第二号)
- 「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
    - 岐阜県各種委員等給与条例
    - 岐阜県職員の分限に関する条例
    - 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
    - 岐阜県職員退職手当条例
    - 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
    - 岐阜県職員の育児休業等に関する条例
    - 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

8 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)

一 獣医師に支給する初任給調整手当の額及び支給期間を改定することとした。

(第一〇条の二関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第四号)

一 消費税率及び地方消費税率の改定を踏まえた「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、次の条例について手数料の額の改定を行うこととした。

1 岐阜県総務関係手数料徴収条例

2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

3 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例

4 岐阜県土木関係手数料徴収条例

5 岐阜県警察関係手数料徴収条例

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第五号)

一 事業税

令和元年一〇月一日から、地方法人特別税に代わる新たな税源偏在是正措置として特別法人事業税が創設されることに伴い、法人事業税の所得割又は収入割の税率を改正することとした。(第四二条関係)

二 自動車税

1 環境性能割

(一) 自家用の乗用車の税率の適用区分を見直すこととした。(第七二条の八関係)

(二) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を装備した一定のバス等又はトラックについて、環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第二二条の九関係)

2 種別割

(一) 令和元年一〇月一日以後に取得した自家用の乗用車等の税率を引き下げる

こととした。(第七三条関係)

(二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、取得の翌年度の種別割の税率を軽減する特例措置を二年延長することとした。(附則第一三条関係)

(三) 自家用の乗用車については、種別割の税率を軽減する特例措置を(二)から更に二年延長するとともに、その対象等を見直すこととした。(附則第一三条関係)

(四) 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、種別割の税率を加重する特例措置を二年延長することとした。(附則第二三条関係)

三 その他所要の規定の整理等を行うこととした。

四 この条例は、一部を除き、令和元年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 登山の届出の対象地域である活火山地区に乗鞍岳地域を加えることとした。(第二二条関係)

二 届出をせず、又は虚偽の届出をして乗鞍岳の火口域から一キロメートル以内の区域の山岳に登山した者を過料の対象者に加えることとした。(第七七条関係)

三 この条例は、令和元年一二月一日から施行することとした。ただし、二に係る規定は、この条例の施行の日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例(条例第七号)

一 情報科学芸術大学院大学の用に供する等のため、ソフトピアジャパンセンターの一部の会議室等を廃止することとした。(別表関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県森林整備支援等基金条例(条例第八号)

一 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき県が実施する事業に要する資金に充てるため、岐阜県森林整備支援等基金を設置することとした。(第一条関係)

二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。(第一条関係)

<p>三 その他岐阜県森林整備支援等基金に関し必要な事項について定めることとした。</p> <p>四 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例（条例第九号）</p> <p>一 岐阜県森林整備加速化・林業再生基金を廃止することとした。</p> <p>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）</p> <p>一 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十條第五項に規定する指定試験機関を指定する規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例（条例第一一号）</p> <p>一 県民の生涯にわたる健康寿命の延伸に寄与することをこの条例の目的に追加することとした。（第一条関係）</p> <p>二 市町村間の取組の格差を把握し、必要に応じた対策を講ずるものとする。ことなどを県の責務に追加することとした。（第五条関係）</p> <p>三 県民、歯科医療等業務従事者、教育・福祉関係者、事業者及び医療保険者の役割を規定することとした。（第六条、第九条）</p> <p>四 妊産婦期から乳幼児期、成人期、高齢期までのライフステージごとの取組、手術前後における医科歯科連携体制の構築、災害時における歯科医療保健体制の確保、歯科衛生士の養成などを県の基本的な施策に追加することとした。（第一〇条関係）</p> <p>五 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	<p>岐阜県条例第一号</p> <p>岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」という。）（第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。））に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第二条 報酬の基本額は、月額又は時間額で定める。</p> <p>2 月額で定める報酬の基本額は、別表の上欄に掲げる会計年度任用職員が従事する業務の種別に応じ、同表の下欄に定める額に三十八・七五分の二十九を乗じて得た額（次項において「月額上限額」という。）の範囲内で任命権者が定める額とする。</p> <p>3 時間額で定める報酬の基本額は、月額上限額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額の範囲内で任命権者が定める額とする。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、職務の性質その他特別の事情によりこれにより難い職にある者の報酬の基本額は、任命権者が知事と協議の上、人事委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 前三項の規定により報酬の基本額を定める場合には、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重並びに常勤の職員の給料との権衡を考慮しなければならぬ。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に対し、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）（第十二條の二に規定する地域手当に相当する報酬、給与条例第十四條に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、給与条例第十五條に規定する休日勤務手当に相当する報酬、給与条例第十六條に規定する夜間勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十八條に規定する宿日直手当に相当する報酬を支給する。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に対し、給与条例第二十條に規定</p>
<p>岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例をここに公布する。</p> <p>令和元年七月一日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>条 例</p>

8 給与条例第七条及び第八条の規定は、月額で定める報酬の基本額の支給方法について準用する。

9 時間額で定める報酬の基本額及び前二項に規定する報酬の額の支給方法は、人事委員会規則で定める。

(報酬の減額)

第三条 会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(当該祝日法による休日に代わる日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該祝日法による休日(又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(当該年末年始の休日に代わる日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該年末年始の休日に代わる日)である場合、給与条例第四十二条に規定する年次休暇に相当する休暇による場合その他の人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、人事委員会規則で定める勤務一時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。

(費用弁償)

第四条 費用弁償は、次に掲げる場合に支給する。

一 出張したとき。

二 給与条例第十二条の六第一項に規定する通勤手当の支給要件に該当するとき。

2 前項第一号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法は、岐阜県職員等旅費条例(昭和三十三年岐阜県条例第三十号)に定める知事等以外の者の例により算定した額及び当該者の例による支給方法とする。

3 給与条例第十二条の六第二項、第三項及び第五項から第八項までの規定は、第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法について準用する。

4 前項の規定にかかわらず、給与条例第十二条の六第七項に規定する支給単位期間当たりの通勤回数が少なく、その他前項の規定により難い特別の事情がある場合における第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2 給与条例第二十三条第二項及び第四項、第二十四条並びに第二十四条の二の規定は、会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第二十三条第四項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

3 六月一日に在職する会計年度任用職員であつて、その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において会計年度任用職員として勤務していたもの(人事委員会規則で定める者を除く。)に係る前項の規定の適用については、同項において準用する給与条例第二十三条第二項中「在職期間」とあるのは、「在職期間(その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員として勤務した期間を含む。）」とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和二年六月一日に在職する会計年度任用職員であつて、令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの間において岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)第一条第三号に掲げる者として勤務していたもの(人事委員会規則で定める者を除く。)に係る第五条第二項の規定の適用については、同項において準用する給与条例第二十三条第二項中「在職期間」とあるのは、「在職期間(令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの間において岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)第一条第三号に掲げる者として勤務した期

間を含む。」とする。

3 当分の間、会計年度任用職員（単純かつ補助的な業務に従事する者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）に対し、第二条に規定する報酬のほか、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて報酬を支給することができる。

4 前項の規定により支給する報酬は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

5 附則第三項の規定により支給する報酬の額は、報酬基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

6 前項の報酬基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

7 給与条例第二十四条及び第二十四条の二の規定は、附則第三項の規定により支給する報酬の不支給及び支給の一時差止めについて準用する。

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

8 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「常勤を要しない」を「非常勤の」に、「次項において同じ。」

「に」を「以下「非常勤職員」という。」の報酬及び期末手当の額並びにその支給方法は「に」、「予算の範囲内で任命権者が定める額の報酬又は賃金を支給する」を「別に条例で定める」に改め、同条第二項中「前項の常勤を要しない職員」を「非常勤職員」に、「に定める報酬又は賃金」を「の報酬及び期末手当」に改める。

第四十条中「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を削り、「任命権者が」の下に「別に」を加える。

別表（第二条関係）

会計年度任用職員が従事する業務の種類	額
給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務及び単純かつ補助的な業務	給与条例別表第一行政職給料表の二級の三十五号給の額

業務	給与
給与条例別表第二公安職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第二公安職給料表の一級の五十四号給の額
給与条例別表第三教育職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第三教育職給料表の一級の六十三号給の額
給与条例別表第四研究職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第四研究職給料表の二級の二十六号給の額
給与条例別表第五医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第五医療職給料表(二)の二級の六十四号給の額

岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例

（岐阜県各種委員等給与条例の一部改正）

第一条 岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、同条第三号中「及び第三号」を、「第三号及び第三号の二」に改める。

（岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項及び第二項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」と、第三項中

「三年に満たない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期に満たない」と、「三年を超えない」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第三條 職員懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「月額」の下に「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬の額」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第四條 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第五條 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「基づき又は」を「基づき、又は」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同條第二項中「第二條第一項に規定する」を「第二條第一項の」に改め、同項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同項第五号中「二」を「いずれかに」に改める。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六條 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六條の三第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八條中「職員が」を「職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に改める。

(岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第七條 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「非常勤職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加え、同項第三号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八條 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第一項中「から十五年」を「から二十年」に改め、同項第二号中「三万円」を「五万五千元」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の表六の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に改め、同表七の項中「四、五〇〇」を「四、六〇〇」に改め、同表八の項中「三、六〇〇」を「三、七〇〇」に改める。

別表第二の二の表一の項中「七、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改める。

別表第一四の表三の項第一号イ中「九、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同号ロ中「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同号ハ及びニ中「九、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同号ホ中「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同項第二号イ中「七、六〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同号ロ中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改める。

別表第一六の表一の項中「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表二の項中「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表三の項中「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に改め、同表四の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改める。

別表第一七の表十一の項中「二〇、七〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十七の表一の項中「二〇、六〇〇」を「二一、七〇〇」に改める。

別表第二十九の表中「別表第三一の項」を「別表第三二一の二の項」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表三の項及び七の表三の項中「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に改める。

別表第一八の表四の項第二号イ中「二七、九〇〇」を「二八、二〇〇」に改め、同号ロ中「二二、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同号ハ中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同号ニ中「二、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項中「一九、二〇〇」を「一九、三〇〇」に改め、同表二の項中「二七、七〇〇」を「二七、九〇〇」に改める。

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表二十一の項中「八、六〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、同表二十二の項及び二十三の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

別表第一六の表三の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表五の項中「二二、三〇〇」を「二二、七〇〇」に改め、同表十六の項中「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に改める。

別表第一九の表十五の項中「三八、〇〇〇」を「三九、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 岐阜県条例第五号

## 岐阜県税条例等の一部を改正する条例

## (岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第六十六条第一項第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第五条の二中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第六条の三中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項から第十三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項、第七条の四第一項、第四項、第五項及び第七項並びに第七条の五第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の三第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十二条の二の二第二項から第四項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ<sup>(2)</sup>中「平成三十二年度以降」を「令和二年

度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第六項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号口及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ<sup>(2)</sup>及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の四第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第五号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号口及び第四号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第四号中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「平成三十一年



度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十六条及び第十六条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

附則第二十二條第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十三條第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第二十五條第一項第一号中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

第二条 岐阜県条例の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一項を加える。

6 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与と所得税法第百九十条の規定の適用を受けたものを有する第十八条第一項第一号に掲げる者が、第一項の県民税に関する申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち施行規則第二条第五項に規定する事項については、同条第六項に規定する記載によることができる。

第四十二條第一項中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号八中「」以下「を」により「」に改め、同号八の表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「」以下「を」により「」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「」以下「を」により「」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号八中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第五十八條の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」

に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「昭和五十五年法律第六十五号」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二條第二項に規定する」に、「同法第二條第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第七十二條の八第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第九條の二第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九條の二第十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二條の八第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「この節」を「この条」に、「同条第五号」を「法第百四十五條第五号」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二中「第九條の四第四項」を「第九條の四第五項」に改め、同号二(1)を次のよう

に改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
  - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- 第七十二条の八第一項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号水とし、同号八中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号八(1)を次のように改める。
  - (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - 第七十二条の八第一項第一号八(2)を削り、同号八(3)を同号八(2)とし、同号八を同号二とし、同号口中「この項及び次項」を「この条」に、「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号口(1)を次のように改める。
    - (1) 次のいずれかに該当すること。
      - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
      - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - 第七十二条の八第一項第一号口(2)を削り、同号口(3)を同号口(2)とし、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。
    - 口 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四

第二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
  - 第七十二条の八第一項第二号中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同号イ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。
    - (1) 次のいずれかに該当すること。
      - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの(次項第三号イ(1)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
      - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - 第七十二条の八第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号口中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号八中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号八(1)を次のように改める。
    - (1) 次のいずれかに該当すること。
      - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（次項第三号八(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第一項第二号二を削り、同号水中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号水を同号二とし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二条の八第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号八中「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号八(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の三分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第七十二条の八第二項第一号八(2)を削り、同号八(3)を同号八(2)とし、同号八を同号八とし、同号口中「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号口(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二条の八第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第二号イ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」

に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九條の四第十四項」を「第九條の四第二十項」に改め、同号ハ中「第九條の四第十五項」を「第九條の四第二十一項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第二項第二号ニを削り、同号ホ中「第九條の四第十七項」を「第九條の四第二十二項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

ニ 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第四項中「及びロ」を「から八まで」に、「第一号イ」を「第一号イから八までに」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「第九条の二十項」を「第九条の二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十八項」に改め、同項の表第一号イ(3)の項中「第一号イ(3)」を「第一号イ(2)」に、「この節」を「この条」に、「同条第五号」を「法第百四十五条第五号」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「(第四項)」を「(以下この条)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号口(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	------------------------	----------------------------

第七十二条の八第四項の表第一項第一号口(3)の項中「第一項第一号口(3)」を「第一項第一号イ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号口(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号イ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第七十三条第一項第一号口(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号口(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号口(3)中「三万九千五百円」

を「三万六千円」に改め、同号口(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号口(5)中「五万五千円」を「五万円」に改め、同号口(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号口(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号口(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号口(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号口(10)中「十一万円」を「十一万五千円」に改め、同号口(11)中「三万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号水(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号水(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号水(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号水(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号水(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号水(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号水(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号水(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号水(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号水(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

附則第六条の二の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十二条の六に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第七十二条の八第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十二条の六を附則第十二条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の九 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができるまでの通路に段がないもの(施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第七十二条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十三条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けると

のに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用し、たまたま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の九第一項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項まで及び次条第二項第二号において同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）、又はバス（同条第九項に規定するものに限る。）、（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上

の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、「同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までにに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までにに行われたときに限り、同条中「とあるのは」といふ。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置

置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までにに行われたときに限り、同条中「とあるのは」といふ。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両

法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「（）」とあるのは、「（）」から百七十五万円を控除して得た額とする。

8 前各項の規定は、第七十二条の十一第一項又は第七十二条の十二の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けよとする旨その他の施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項（同条第十八項に規定する場合にあつては、同条第十七項第一号八並びに第二号八及び二に掲げる事項を除く。）の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の五の二の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線）

第十二条の六 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が地方バス路線の維持のため交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線とする。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十二条の七 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第七十二条の十一第一項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提

供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第七十二条の十二第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条第一項中「有しないものをいう」の下に「次項第一号及び次条第三項において同じ」を、「第九条の二第二項に規定するものをいう」の下に「次項第二号及び次条第三項において同じ」を加え、「附則第五条第二項に規定するものをいう」を、「附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ」に、「同条第三項」を「施行規則附則第五条第二項」に、「同条第二項に規定するものをいう」を「同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ」に、「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「第九条の二第五項」を「第九条の二第六項」に、「並びに」を「次項第三号及び次条第三項において同じ」並びに「家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」に、「及び被けん引自動車」を「被けん引自動車及びキャンピング車」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」で平成十八年三月三十一日」を「第七十二条の八第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第七十二条の二第三項に規定する新規登録（以下この項において「及び」という。）を削り、同項第二号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の八第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「次項第六号において「軽油自動車」という。）を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号口(1)から(10)までの項及び第一項第五号水の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日



から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第七十二条の八第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第七十二条の八第一項第一号イ

(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、同条第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エ

ネルギー消費効率」という。）が同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第七十二条の八第一項第二号イ

(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、第七十二条の八第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年

軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百元	四千元
一万七千九百元	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百元	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千元
三万六千元	九千元
第一項第一号ロ	

第一項第二号八(1)	七千五百円	二千円	第一項第二号イ	四万三千五百円	一万円
	六千三百円	千六百円		五万円	一万二千五百円
	四万五百円	一万五百円		五万七千円	一万四千五百円
	三万五千円	九千円		六万五千五百円	一万六千五百円
	三万円	七千五百円		七万五千五百円	一万九千円
	二万五千五百円	六千五百円		八万七千円	二万二千円
	二万五百円	五千五百円		十一万円	二万七千五百円
	一万六千円	四千円		六千五百円	二千円
	一万五千五百円	三千円		九千円	二千五百円
	一万二千円	二千円		一万二千円	三千円
	一万八千五百円	五千円		一万五千円	四千円
	二万二千円	五千五百円		一万八千五百円	五千円
	二万五千五百円	六千五百円		二万二千円	五千五百円
	二万九千五百円	七千五百円		二万五千五百円	七千五百円
四千七百円	千二百円	二万九千五百円	七千五百円		
八千円	二千円	四千七百円	千二百円		
一万五千五百円	三千円	八千円	二千円		
一万六千円	四千円	一万五千五百円	三千円		
二万五千五百円	五千五百円	一万六千円	四千円		
二万五千五百円	六千五百円	二万五千五百円	五千五百円		
三万円	七千五百円	二万五千五百円	六千五百円		
三万五千円	九千円	三万円	七千五百円		
四万五百円	一万五百円	三万五千円	九千円		
六千三百円	千六百円	四万五百円	一万一千円		
七千五百円	二千円	六千三百円	一万二千円		
第一項第三号イ(2)	第一項第三号口	第一項第三号イ(1)	第一項第二号八(2)	一万五千五百円	四千元
				一万二千円	三千円
				二万六百元	五千五百円
				一万二千円	三千円
				一万四千五百円	四千元
				一万七千五百円	四千五百円
				二万円	五千元
				二万二千五百円	六千元
				二万五千五百円	六千五百円
				二万九千円	七千五百円
				二万六千五百円	七千元
				三万二千円	八千元
				三万八千円	九千五百円
				四万四千円	一万円
五万七千円	一万三千円				
五万七千円	一万四千五百円				
六万四千円	一万六千円				
三万三千円	八千五百円				
四万千円	一万五百円				
四万九千円	一万二千五百円				
五万七千円	一万四千五百円				
六万五千五百円	一万六千五百円				
七万四千円	一万八千五百円				
八万三千円	二万二千円				
四万五百円	千五百円				
六千円	千五百円				
第一項第四号	第一項第四号	第一項第四号	第一項第四号	一万五千五百円	四千元
				一万二千円	三千円
				二万六百元	五千五百円
				一万二千円	三千円
				一万四千五百円	四千元
				一万七千五百円	四千五百円
				二万円	五千元
				二万二千五百円	六千元
				二万五千五百円	六千五百円
				二万九千円	七千五百円
				二万六千五百円	七千元
				三万二千円	八千元
				三万八千円	九千五百円
				四万四千円	一万円
五万七千円	一万三千円				
五万七千円	一万四千五百円				
六万四千円	一万六千円				
三万三千円	八千五百円				
四万千円	一万五百円				
四万九千円	一万二千五百円				
五万七千円	一万四千五百円				
六万五千五百円	一万六千五百円				
七万四千円	一万八千五百円				
八万三千円	二万二千円				
四万五百円	千五百円				
六千円	千五百円				

第一項第五号イ	三千九百円	千円
	五千三百円	千五百円
第一項第五号ロ	九千五百円	二千五百円
	一万三千円	三千五百円
第一項第五号ハ	一万二千円	五千五百円
	一万九千六百円	七千五百円
第一項第五号ニ	九千円	二千五百円
	一万千五百円	三千円
第一項第五号ホ	一万八千五百円	五千円
	一万五千五百円	六千五百円
第一項第五号ヘ	一万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
第一項第五号ニ	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
第一項第五号ハ	四万千円	千五百円
	六千円	千五百円
第一項第五号ニ	二万円	五千円
	一万四千四百円	六千五百円
第一項第五号ホ	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
第一項第五号ヘ	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円

第一項第一号	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四百円	一万五千五百円
第一項第二号	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
第一項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第一項第二号	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
第一項第一号	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

3 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基

準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	七千五百円
第一項第一号ロ	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五千円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円	四千円
第一項第二号イ	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万七千五百円	二万九千五百円	三万九千円	四万五千円	五万五千円	六万五千円	七万五千円	八万五千円	九万五千円	十萬円	十一萬円	十二萬円	十三萬円	十四萬円
第一項第二号ロ	四千五百円	六千円	七千五百円	九千五百円	一万円	一万五千円	二万五千円	三万五千円	四万五千円	五万五千円	六万五千円	七万五千円	八万五千円	九万五千円	十萬円	十一萬円	十二萬円	十三萬円	十四萬円	
第一項第三号イ(1)	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	
第一項第三号イ(2)	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	

第一項第五号イ	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千元
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千元
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
六万五千五百円	三万三千円	
七万四千円	三万七千円	
八万三千円	四万五千五百円	
四万五百円	二万五千円	
六千円	三千円	
三千九百円	二千円	
五千三百円	三千円	
九千五百円	五千円	
一万三千円	六千五百円	
二万二千円	一万千円	
二万九千六百円	一万五千円	
第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額		第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第一項第二号
第一項第五号イ	九千円	四千五百円
	一万千五百円	六千円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万五千円	二千五百円
	六千円	三千円
	二万円	一万円
	二万四千四百円	一万二千五百円
	二万八千八百円	一万四千五百円
三万四千八百円	一万七千五百円	
四万円	二万円	
四万五千六百円	二万三千円	
五万二千四百円	二万六千五百円	
六万四百円	三万千円	
六万九千六百円	三万五千円	
八万八千円	四万四千円	
三千七百円	千八百円	
四千七百円	二千三百円	
六千三百円	三千二百円	
五千二百円	二千六百円	
十三条第四項の規定により読み替えて適用される額		

六千三百円	三千二百円
八千円	四千円

附則第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 岐阜県税条例等の一部を改正する条例（令和元年岐阜県条例第五号）

の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録

を受けた次の各号に掲げる自動車であつて岐阜県税条例等の一部を改正する条例

（平成二十九年岐阜県条例第八号）第二条の規定による改正前の岐阜県税条例（以

下この項において「平成二十九年改正前の条例」という。）第七十二条第一項の規

定により平成二十九年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日まで

に初回新規登録を受けた当該各号に掲げる自動車であつて、法附則第十二条の四第

一項に規定する平成二十八年改正前の地方税法第四百六条その他の地方税に關す

る法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十九年改正前の条例に規

定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外にお

いて第七十二条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の

二の二に規定するものに供されたことがある当該各号に掲げる自動車であつて

特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、

第七十三条第一項の規定にかかわらず、一台について、当該各号に掲げる自動車の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 家用の乗用車 次に掲げる家用の乗用車の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円

ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万五千円

ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万五千円

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円

又 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

ル 電気を動力源とするもの 年額 二万九千五百円

二 キャンピング車 次に掲げるキャンピング車の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万八千円

チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

又 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千円

ル 電気を動力源とするもの 年額 十一万千円

二 キャンピング車 次に掲げるキャンピング車の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円

ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千六百円

ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 三万六千円

ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万八千円

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 四万六千四百円

チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 五万三千二百円

リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 六万二千二百円

又 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 七万四千円

2 第七十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける自動車につい

て準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イから又まで	第二号
一万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万七千七百円
五万千円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円
八万八千円	十万二千二百円
十一万千円	十二万七千六百円
二万三千六百円	二万七千七百円
二万七千六百円	三万七千七百円
三万六千六百円	三万六千三百円
三万六千円	四万四千四百円
四万八百円	四万六千九百円
四万六千四百円	五万三千三百円
五万三千二百円	六万千七百円
六万二千二百円	七万三百円
七万四百円	八万九百円
八万八千八百円	十万二千二百円

4 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イから又まで	第二号
二万九千五百円	七千五百円
三万四千五百円	九千円
三万九千五百円	一万円
四万五千円	一万五千五百円
五万千円	一万三千円
五万八千円	一万四千五百円
六万六千五百円	一万七千円
七万六千五百円	一万九千五百円
八万八千円	二万二千円
十一万千円	二万八千円
二万三千六百円	六千円
二万七千六百円	七千円
三万六千六百円	八千円
三万六千円	九千円
四万八百円	一万五百円
四万六千四百円	一万二千円
五万三千二百円	一万三千五百円
六万二千二百円	一万五千五百円
七万四百円	一万八千円

八万八千八百円	一万二千五百円
---------	---------

5 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イからヌまで	第一号
一万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	一万円
四万五千円	一万二千五百円
五万千円	一万五千五百円
五万八千円	一万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千円
十一万千円	五万五千五百円
一万三千六百円	一万二千円
一万七千六百円	一万四千円
三万千六百円	一万六千円
三万六千円	一万八千円
四万八千円	二万五百円
四万六千四百円	二万三千五百円
五万三千二百円	二万七千円

六万二千二百円	三万円
七万四百円	三万五千五百円
八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十四条の見出し中「自動車税の」の下に「種別割の」を加え、同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車前条第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するもの」を「法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等」に改め、同条第二項及び第三項中「自動車税の」の下に「種別割の」を加える。

附則第二十一条の見出し中「敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)(第十一条の六第一項)を「震災特例法第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)(及び(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。))」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「附則第四十四条の二第一項」を「附則第四十四条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)(第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)(が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の七第一項に規定する土



地等をいう。以下この条において同じ。)( の譲渡 (震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)) をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。)
附則第十条第二項	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第十条第二項	法附則第三十四条の二第二項	法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条の二第三項
附則第十条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第十一条第一項	第三十五条第一項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。)	第三十五条第一項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。)
同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者 (以下この項において「被相続人」という。)( の相続人 (震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)) が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合 (当該譲渡の時までの期間当該家

屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)( における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等 (当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に限る。以下この項において同じ。)( の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則に次の二条を加える。

(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第二十五条 知事は、法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域 (以下この項及び次条第四項において「自動車等持出困難区域」という。)( 内の法附則第五十三条の二第二項に規定する自動車等 (以下この項及び次条第四項において「対象区域内自動車等」という。)( の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者 (第七十二条の二第二項又は法第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主) その他の施行令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車 (以下この項及び次条第一項において「他の自動車」という。)( の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等 (以下この項及び次条第四項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)( に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、施行令附

則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第五十三条の二第七項に規定するところによる。

(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第二十六条 知事は、施行令附則第三十二条第四項に規定する者が、前条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

2 知事は、自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第七十二条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第五十四条第八項に規定するところによる。

第三条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「ただし」を「直ちに」に改め、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に、「によつて」を「により」に、「ただし」を「直ちに」に改める。

第二十六条第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「あわせて行なつ」を「併せて行つ」に改め、同条第二項中「によつて行なつ」を「により行つ」に、「行なつもの」を「するもの」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第二十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該県民税に関する申告書を提出する者が法第二十三条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十九条第一項第二号から第四号までの規定中「を」により「に」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第十三条に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、家用の乗用車に対する第七十三条第一項の規定の適用については、当該家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の二第四項及び第五項を削る。

（岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、岐阜県税条例第二条の二第四項の改正規定中「に」の下に「改め、同項第二号及び第三号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第十項中「の規定により」を「において」に、「によつて」を「により」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に「を加え、同条附則第十二条の二から第十二条の二の四までを削る改正規定中「第十二条の二の四」を「第十二条の二の五」に改め、同条附則第十三条第一項の改正規定中「以下この条」を「次項第一号」に、「第九条の二第一項」を「第九条の二第一

項」に改め、「次項第二号において同じ」を削り、「第三項第三号」を「次項第三号」に改め、「一般乗用バス」に「の下に」、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に「を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」の下に、「もの」を「もの」を加え、初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に「を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」の下に、「もの」を「もの」を加え、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に「を加え、同条第三項から第五項までを削る改正規定中「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第三条のうち、岐阜県条例の一部を改正する条例附則第一項の改正規定中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第一項第三号中「第十六項」を「第十七項」に、「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則中第十六項を第十七項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第十一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項を附則第十二項とし、附則中第十項を第十一項とする。

附則第九項中「前項」を「附則第八項」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する令和元年度分の自動車税の種別割に係る三十一年新条例第七十七条第四項の規定の適用については、同項ただし書中「この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十八年法律第十三号) 附則第十四条第四項に規定する平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して岐阜県税

条例等の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第八号) 第二条の規定による改正前の岐阜県条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

第五条 岐阜県条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、岐阜県条例第三十四条に三項を加える改正規定中「次の三項」を

「次の十項」に改め、同改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)中「内国法人

の下に「(法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この節において同じ。)」を加え、「申告書(以下この項及び次項)を「申告書(以下この条)に、「同条第四十六項」を「法第五十三条第四十六項」に改め、「とされている事項(次項)の下に「及び第五項」を、「記載されている事項」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」に改め、「その他法第五十三条第四十六項の総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第三条の三の三第一項に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定(同条第五項に係る部分に限る。)中「第三項」を「第三項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

6 第三項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第三項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。)の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第三条の三の三第二項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間(同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間(同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)内に行う第三項

の申告についても、同様とする。

7 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第三条の三の第三項に規定する事項を記載した申請書に同条第四項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日から十五日前まで（前項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法第五十三条第一項の規定による申告書にあつては、法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）（法第五十三条第二項、第二十一項及び第二十二項の規定による申告書を除く。）の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

8 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第六項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第五十三条第五十二項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第六項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

9 第六項の規定の適用を受けている内国法人は、第三項の申告につき第六項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第三条の三の第三項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

10 第六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第五十三条第五十五項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第六項前段の期間内に行う第三項の申告については、第六項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

11 第六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第九項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の第三項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第六項後段の期間内に行う第三項の申告については、第六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

12 法第五十三条第六十一項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第六項の

規定にかかわらず、総務大臣が同条第六十項の規定により指定する期間内に行う第三項の申告については、同項から第五項までの規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県税条例第四十四条の二を同条例第四十四条の二の二とし、同条例第四十四条の次に一条を加える改正規定中「第四十四条の二の二」を「第四十四条の二の三」に、「一条」を「二条」に改め、同改正規定（同条例第四十四条の二第一項に係る部分に限る。）中「内国法人」の下に「法第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。以下この節において同じ。」を加え、「修正申告書（以下この項及び次項）を「修正申告書（以下この条及び次条第一項）に改め、「とされている事項（次項）の下に「及び第三項」を、「記載されている事項」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第五条の二に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）中「第一項」を「第一項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第四十四条の二の二 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第一項の内国法人が、同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した施行

規則第五条の二の二第一項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第五条の二の二第二項に規定する事項を記載した申請書に同条第三項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日から十五日前まで（前項に規定する理由が生じた日が第四十四条第一項（第五号を除く。）の規定による申告書又は同条第三項の規定による修正申告書（法第七十二条の三十一第三項の規定の適用を受ける法人に係るものに限る。）の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第七十二条の三十二の二第三項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

4 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第五条の二の二第四項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5 第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第七十二条の三十二の二第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第一項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第四項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

7 法第七十二条の三十二の二第十二項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県条例第五十一条の七の次に一条を加える改正規定中「次的一条」を「次二条」に改め、同改正規定（同条例第五十一条の七の二第一項に係る部分に限る。）中「この項及び次項」を「この条及び次条第一項」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五十一条の七の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについては知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第四十六条の三第二項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前条第一項の事業者が、同法第四十六条の三第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第七十二条の八十九の三第一項の総務省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第四十六条の三第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

- 2 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第七十二条の八十九の第三第二項の総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日から十五日前まで（前項に規定する理由が生じた日が第五十一条の七第二項の規定による申告書の提出期限（法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第五十一条の七第二項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前）の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第七十二条の八十九の第三第三項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 4 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第七十二条の八十九の第三第八項の総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- 5 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、法第七十二条の八十九の第三第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 6 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第四項の届出書の提出又は消費税法第四十六条の第三第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
- 7 法第七十二条の八十九の第三第十二項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県税条例附則第六条の二の四第一項の改正規定中「及び第五十一条の七の二」を、「第五十一条の七の二及び第五十一条の七の三第一項前段」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法」を削り、同改正規定中同項の表に次のように加える。

第五十一条の七の三 第一項前段	前条第一項の	消費税法第四十六条の第三 第一項の規定の適用を受けて いる
同項の申告	電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについては知事の承認を受けたときは、知事	同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長
同項の申告	前条第一項の申告	

第六条のうち、岐阜県税条例等の一部を改正する条例附則第八項の改正規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条例附則第十八項の改正規定中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条例附則第十九項の改正規定中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第一項第四号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第五号中「三項を」を「十項を」に、「第四十四条の二の二」を「第四十四条の二

の三」に、「一条を」を「二条を」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第六号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第七号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同項第八号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に改める。

附則第四項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に、「及び第四十四条の二」を「第四十四条の二及び第四十四条の二の二」に改める。

附則第五項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に改め、「第五十一条の七の二」の下に「及び第五十一条の七の三第一項前段」を加える。

附則第十四項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十五項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「三十二年十月新条例」を「二年十月新条例」に改め、同項の表中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第二十項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二十一項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第二十二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十三項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条及び第五条の規定 公布の日

二 第二条中岐阜県条例第二十七条に一項を加える改正規定及び同条例附則第二十一条の二の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和二年一月一日

三 第三条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四項の規定 令和三年一月一日

四 第三条中岐阜県条例附則第十三条に一項を加える改正規定並びに同条例附則第十三条の二第四項及び第五項を削る改正規定並びに附則第十二項の規定 令和三年四月一日

五 第三条中岐阜県条例第十五条、第二十六条及び第二十九条の改正規定並びに附則第五項の規定 令和六年一月一日

六 第二条中岐阜県条例第五十八条の六の改正規定及び附則第七項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例（次項において「二年新条例」という。）第二十七条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の個人の県民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の県民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 二年新条例附則第二十一条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例第二十七条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例第二十六条第一項及び第二十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

6 第二条の規定（附則第一項第二号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の岐阜県条例（以下「新条例」という。）第四十二条及び附則第六条の二の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例第五十八条の六第一項

の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の岐阜県条例第五十八条の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

9 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

10 平成二十四年四月一日から岐阜県条例等の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第八号)附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次項において「二十八年旧法」という。)附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、岐阜県条例の一部を改正する条例(平成二十四年岐阜県条例第四十九号)の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「元年十月新法」という。)附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十五条第一項並びに第二十六条第一項及び第四項の規定を適用する。

11 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年十月新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十五条第一項並びに第二十六条第一項及び第四項の規定を適用す

る。

12 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四 乗鞍岳の火口域から四キロメートル以内の地域(別表第二に掲げる区域を除く。)

第五条第二項第二号中「第二条第二項第一号」の下に「及び第四号」を加える。

第七条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条に次の一号を加える。

四 乗鞍岳の火口域から一キロメートル以内の区域

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第二条関係)

一 乗鞍畳平区域 乗鞍畳平を中心とした地域で知事が定める区域

二 乗鞍スカイライン区域 県道乗鞍公園線の区域のうち知事が定める区域

三 乗鞍山麓五色ヶ原の森区域 高山市が設置する高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の区域のうち知事が定める区域

附 則

1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第七条に一号を加える改正規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(以下「新条例」



という。(第二條第二項第四号に掲げる地域における登山者の動向及び新條例第五條第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この條例の施行の際現に新條例第二條第二項第四号に掲げる地域の山岳に登山している者については、新條例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ソフトピアジャパンセンター條例の一部を改正する條例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県條例第七号

ソフトピアジャパンセンター條例の一部を改正する條例

ソフトピアジャパンセンター條例(平成七年岐阜県條例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表談話室の部を削り、同表レセプションルームの部第一レセプションルームの項中「第一レセプションルーム」を「レセプションルーム」に改め、同部第二レセプションルーム一及び第二レセプションルーム二の項並びに同表第一研究開発室、第二研究開発室及び第三研究開発室の部、映像編集室の部及び媒体変換室の部を削る。

別表二の表第一小会議室、第二小会議室及び第三小会議室の項を削る。

別表三の表中

研 修 室	実 習 室	
	第一実習室及び第二実習室	第三実習室
第一研修室	九,九〇〇	九,七〇〇
第二研修室	一〇,四〇〇	一〇,三〇〇
第三研修室	一〇,四〇〇	一〇,三〇〇
第二研修室	九,八〇〇	九,七〇〇
第三研修室	二,三〇〇	三,一〇〇

二四,八〇〇	三,四〇〇
一八,九〇〇	二四,七〇〇

三,七〇〇	三,八〇〇
三,七〇〇	三,一〇〇
三,六〇〇	三,六〇〇
六,二〇〇	七,九〇〇

を

実習室	研修室
第一実習室	第一研修室
一〇,五〇〇	二,三〇〇
三,七〇〇	三,一〇〇
一四,九〇〇	三,九〇〇

二〇,九〇〇	二四,八〇〇	三,四〇〇
二〇,七〇〇	二四,七〇〇	三,一〇〇
四,九〇〇	六,二〇〇	七,九〇〇

に改める。

別表四の表会議室の部を削る。

別表備考第二号中「利用料金の額は、この表」を「額は、一の表大ホールの部又は小ホールの部」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第三号中「利用時間区分以外の時間に」を「これらの表の金額の欄に規定する時間帯(以下「時間帯区分」という。)以外の時間帯を」に、「利用料金の額は」を「額は」に、「のとおり」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「利用時間区分」を「時間帯区分」に、「その端数」を「これ」に、「この」を「これらの」に、「区分」を「欄」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同号ロ及びハ中「利用時間区分」を「時間帯区分」に、「この」を「これらの」に、「区分」を「欄」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第四号中「利用料金の額が一時間当たりの額」を「一時間当たり」に、「場合において当該」を「額については、」に、「その端数」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第五号中「利用料金の」を削り、「その端数」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第六号中「利用料金の額が月額」を「一月当たり」に、「場合において当該」を「額については、」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第七号中「利用料金の」を「第三号及び前号の規定により算定した」に、「十円未満を」を「これを」に改め、「する」の下に「ものとする」を加える。

附 則

この條例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県森林整備支援等基金条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県森林整備支援等基金条例

(設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項各号に掲げる施策に係る事業に要する資金に充てるため、岐阜県森林整備支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に

対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の下に「（以下この項において「法」という。）」を加え、「一般財団法人保安通信協会」を「法

第二十条第五項の規定により同項に規定する試験事務を行わせることとした者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（平成二十二年岐阜県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を維持すること（以下「歯・口腔の健康づくり」という。）を「歯・口腔の健康づくり」に、「確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進」を「確保するとともに、県民の心身の健康の保持及び増進並びに健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下この条において同じ。）の延伸」に、「及び県の責務等」を「並びに県の責務及び県民、歯科医療等業務従事者等の役割」に改め、「生涯を通じた」を削り、「もって県民の健康の保持及び増進」を「もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸」に改める。

第五条を削る。

第四条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

- 2 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。
  - 3 県は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する取組の格差を把握し、必要に応じて当該格差を解消するための対策を講ずるものとする。
- 第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 県は、県民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の行う歯・口腔の健康づくりに関する取組が効果的に推進されるよう、必要な対

策を講ずるものとする。

第二条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯・口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。
  - 二 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者をいう。
  - 三 かかりつけ歯科医 県民の歯・口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
  - 四 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であつて、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
  - 五 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であつて、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
  - 六 医療保険者 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。
  - 七 八〇二〇運動 八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目的とした取組をいう。
- 第六条の見出し中「取組の促進」を「役割」に改め、同条中「県は」を「県民は」に改め、「県民が」を削り、「予防し、及び定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることにより、歯・口腔の健康づくりに取り組むことができるよう必要な対策を講ずる」を「予防するよう努める」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 県民は、基本理念ののっとり、かかりつけ歯科医による指導及び定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることにより、生涯にわたって歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。
  - 3 父母その他の子どもを現に監護する者は、基本理念ののっとり、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、当該子どもは、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

第七条の見出しを「歯科医療等業務従事者等の役割」に改め、同条中「県は」を「歯科医療等業務従事者は」に、「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者が県民の歯・口腔の健康づくりのために適切にその業務を行うことができるよう配慮するとともに、歯科医療等業務に従事する者に対し、県を「県及び市町村」に、「要請する」を「努める」に改め、同条に次の二項を加える。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

3 歯科衛生士を雇用する歯科医療機関等は、歯科衛生士が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを歯科医療業務に十分に発揮できるよう、歯科衛生士の処遇の改善及び資質の向上に努めるものとする。

第八条の見出し中「への要請等」を「役割」に改め、同条中「県は」を「教育関係者は」に、「歯・口腔の健康づくりにかかわる教育関係者及び福祉関係者が、それぞれの業務において、県民の歯・口腔の健康づくりを推進することができるよう必要な対策を講ずるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び協力するよう要請する」を「その業務において、幼児、児童、生徒又は学生に対する歯・口腔の健康づくりの推進に努める」に改め、同条に次の二項を加える。

2 福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 教育関係者及び福祉関係者は、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び当該取組に協力するよう努めるものとする。

第九条の見出し中「の取組の促進」を「及び医療保険者の役割」に改め、同条中「県は」を「県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者は」に改め、「県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者が」を削り、「ことができるよう必要な対策を講ずる」を「よう努める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者が歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保することができるよう努めるものとする。

第十条第一項中第八号を第十五号とし、第七号を第十四号とし、同項第六号中「八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つこと」を目的とした取組をいう。次号において

同じ。」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第五号を同項第十二号とし、同項第四号中「者」の下に「歯科衛生士を除く。」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策を推進すること。

第十条第一項第三号中「歯科医療等業務に従事する者」を「歯科医療等業務従事者」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 歯・口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。

八 周術期における歯科疾患の治療及び口腔のケア等を適切に行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を推進すること。

九 災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。

第十条第一項第二号中「歯科医療等業務に従事する者」を「歯科医療等業務従事者」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイル（口腔機能が弱まってきた状態をいう。以下この号において同じ。）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防する取組を推進すること。

第十条第一項第一号中「なりやすい幼児期」を「なりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期」に、「歯科医療等業務に従事する者」を「歯科医療等業務従事者」に、「の予防対策等」を「及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 歯・口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発を推進すること。

二 母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るため、妊産婦を対象とした歯科疾患の予防対策等を推進すること。

第十条第二項中「歯科医療等業務に従事する者」を「歯科医療等業務従事者」に改める。

第十一条第三項中「かわる」を「関わる」に改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。